

## <海上関連業務> 輸入申告登録 をクリックすると

B/L番号を入力する画面が開きます

B/L番号/AWB番号\*

この欄には、搬入確認番号(貨物管理番号)を入力します。

①ARRIVAL NOTICEに、『搬入確認番号』、『NACCS No』等の記載がある場合、  
→その番号をそのまま入力してください。

②ARRIVAL NOTICEに、『搬入確認番号』、『Naccs No』等の記載がない場合、  
→蔵置場ごとに決まっているSCACコード(4桁)に続けてMB/LまたはHB/L番号を入力してください。

SCACコード(4桁)+ MB/LまたはHB/L番号  
○○○○××××××××××××××

※MB/LやHB/L番号の桁数によっては、頭の1～3桁を削除している場合があります。(B/L番号が12桁を超えた場合等)  
例 B/L番号: △△△123456789012

搬入確認番号:   
SCACコード MB/LまたはHB/L番号の頭数桁を取ったもの

- ・貨物搬入先で搬入確認が出来ていない場合は、正しい番号を入力してもエラーとなります。(この場合、窓口電子申告端末での申告は出来ません。)
- ・コンテナ扱いの場合は、SCACコードは必要ありません。
- ・搬入確認番号が確認できない場合は、蔵置されている倉庫にお問い合わせください。



- ※1(大額/少額)** L: 大額申告(少額申告以外)の場合  
 S: 少額申告(関税法基本通達67-4-1(輸入少額貨物の簡易通関扱い)に規定する貨物の通関)の場合(全ての欄の課税価格が20万1,000円未満の場合)
- ※2(輸入者コード)** ①法人番号をお持ちの方  
 法人番号(17桁)を入力してください。  
 (13桁のみ入力した場合は14~17桁目が「0000」と自動補完されます。)  
 ②法人番号をお持ちでない個人の方や海外法人等の方(JASTPROコード又は税関発給コードをお持ちの場合)  
 JASTPROコード又は税関発給コードを入力してください。  
 ③法人番号をお持ちでない個人の方や海外法人等の方(JASTPROコード及び税関発給コードをお持ちでない場合)  
 入力はありません。
- ※3(識別符号)** 法人番号を持っている場合は輸入者コード欄に適切にコード等の入力が行われていれば「1」が自動登録されます。  
 法人番号を持っていない場合は「2」を入力して下さい。
- ※4(他法令コード)** 食品衛生法、家畜伝染予防法等の関係法令(外国為替及び外国貿易法を除く。)に係る許可・承認等がある場合は、該当法令のコードを選択又は入力して下さい。  
 例 FD: 食品衛生法 AN: 家畜伝染病予防法 PL: 植物防疫法 FM: 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律  
 PA: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ※5(輸入承認証等)** 外国為替及び外国貿易法並びにその他の法令に基づく許可・承認若しくは届出・申請又は税関審査に際し必要な事項がある場合は、輸入承認証等識別コードを参照し、該当するコードを入力、右の枠に「許可・承認番号等」を入力して下さい。
- ※6(仕入書識別)** A: インボイスの原本 B: インボイスに代わる書類(インボイスのコピー等)
- ※7(運賃)** A: 仕入書(インボイス)の価格条件が「FOB」、「C&I」の場合  
 E: 仕入書(インボイス)の価格条件が「C&F」、「CIF」の場合で、インボイス等に記載された金額以外に課税価格に加算する運賃がある場合。  
 ★仕入書(インボイス)の価格条件が「C&F」、「CIF」の場合で、インボイス等に記載された金額以外に課税価格に加算する運賃がない場合は、入力不要です。
- ※8(保険)** ・インボイス価格条件コードに「C&I」又は「CIF」を選択した場合は、基本的に入力不要です。  
 ・インボイス価格条件コードに「FOB」又は「C&F」を選択した場合は、対応するコードを入力してください。  
 ★保険をかけていない場合は「D」を入力してください。
- ※9(評価)** 評価申告のない場合又評価申告を要しない場合には、「0」を選択して下さい。  
 評価申告の要否が不明な場合には、税関職員にお尋ね下さい。その他、詳細については、評価区分コード表を参照して下さい。

※上記に例として掲げているコード以外が必要な場合はNACCS掲示板をご覧ください。

共通部 繰返部

1 /25 ▶ NACCS用コード★1

「品名」に入力がない場合は、システムに登録されている品目番号に対応した品名が出力されますので、入力を省略することも可能です。

原産地証明書識別コード★2

<01欄> 品目番号※ 63025100 1 品名 原産地※ CN - WKOR  
 数量1 ★3 280 - NO 数量2 92.4 - KG 輸入令別表 蔵置種別等  
 BPR係数 ★4 2800.00 運賃按分 課税価格 - 国コード  
 事前教示(分類) (原産地)  
 関税減免税コード 関税減税額  
 内消費税等種別 減免税コード 内消費税等減税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税等減税額  
 ★5 1 F4 2  
 3 4  
 5 6

<02欄> 品目番号※ 220421002 4 品名 原産地※ US - WKOR  
 数量1 202.50 - L 数量2 輸入令別表 蔵置種別等  
 BPR係数 3100.25 運賃按分 課税価格 -  
 事前教示(分類) (原産地)  
 関税減免税コード 関税減税額  
 内消費税等種別 減免税コード 内消費税等減税額 内消費税等種別 減免税コード 内消費税等減税額  
 ★6 1 L12200000 2 F4  
 3 4  
 5 6

★1 (NACCS用コード) 実行関税率表記載のNACCS用コード(1桁)を入力してください。NACCS用コードが↑となっている場合は、『NACCS用品目コード(輸入)』又は実行関税率表附表を参照してください。

- ただし、
- ・課税価格が201,000円未満の少額の場合は**E**
  - ・少額合算をしている場合は**X**
  - ・再輸入(内国産貨物の輸入)品の場合は**Y** を入力してください。

★2 (原産地証明書識別コード) 原産地証明書識別コード(4桁)(原産地(申告)種別(2桁)+原産地証明者等区分(1桁)+貨物の種類(1桁))を入力してください。

例 原産地(申告)種別(2桁) **WK**: 国定・WTO協定 **GS**: 一般特惠 **SG**: 日シンガポール経済連携協定(EPA)  
**TH**: 日タイ経済連携協定(EPA) **AS**: 日アセアン包括経済連携協定(EPA) など  
 原産地証明者等区分(1桁) **T**: 輸出国当局が発給した原産地証明書(第三者証明) **E**: 輸出者による原産品申告書  
**P**: 製造者による原産品申告書 **O**: 原産地証明書等の提出が不要な場合

貨物の種類(1桁)

【国定・WTO協定】

- G**: 協定用原産地証明書の提出がある貨物 **R**: 貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物
- ※「原産地証明書識別」欄に「R」を入力した場合は、「WKOR(WTO協定税率適用)」にシステム内部で自動的に変換されます。

【一般特惠(GSP)】

- P**: 自国関与品(暫定令第26条第2項該当)以外で、かつ、累積(暫定令第26条第3項)非適用の貨物(=特惠用原産地証明書添付)
- T**: 少額扱い貨物
- C**: 税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物

【EPA】

- 4**: EPAに基づく原産地証明書(又は原産品申告書)の提出がある貨物
- 5**: 少額扱い貨物

★3 (数量) 実行関税率表の単位に対応する数量を入力して下さい。  
 ※少額通関(上記★1で「E」を入力した場合)など統計計上が必要な貨物は以下の場合を除いて入力不要です。

- イ 内国消費税(消費税を除く)の課税又は免税の物品
- ロ 従量税率又は選択税率が適用される品目
- ハ 再輸入(内国産貨物の輸入)品

★4 (BPR係数) 輸入申告が複数欄にわたる場合で、各欄の申告価格を価格按分により算出する場合は、価格按分するための当該欄の価格(当該欄のインボイス価格等)を入力して下さい。

★5 (内消費税等種別) 消費税が免税される場合を除き、消費税用のコード「F3」(軽減税率)又は「F4」(標準税率)を選択して下さい。

★6 (内消費税等種別) 酒税、たばこ税、石油石炭税等の内国消費税、不当廉売関税等の特殊関税が課される場合は、該当するコードを入力して下さい。

※上記に例として掲げているコード以外が必要な場合はNACCS掲示板をご覧ください。